

埼玉県県土整備部「労働環境調査モデル工事」試行要領

(趣旨)

第1条 建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職など、将来の担い手確保・育成が大きな課題となっており、就業者の処遇改善や休日の確保等、働き方改革を進めることが求められている。

特に、賃金など技能者の労働環境の改善は、建設業界が働きがいのある職場となり、将来にわたる担い手の確保につなげるためにも必要不可欠であるため、労働環境把握のための調査を行う工事を試行するものである。

本要領は、埼玉県県土整備部が発注する建設工事において、「労働環境調査モデル工事（以下、モデル工事と呼ぶ。）」を試行するために必要となる事項を定めるものである。

(対象とする工事)

第2条 モデル工事の対象は、工事の種別、規模等から、発注者が選定するものとする。

2 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書に、「労働環境調査モデル工事」である旨を明示するものとする。

(労働環境の基準)

第3条 モデル工事で把握する労働環境は、主に、下記に示す関係法令等を基準とする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準（平成29年1月20日付、基発0120第3号）
- (3) 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン
- (4) 労働組合法（昭和20年法律第51号）
- (5) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (6) 民法（明示29年法律第89号）
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）
- (8) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (9) 建設業法令遵守ガイドライン第5版（平成29年3月）
- (10) 建設工事における生産システム合理化指針（平成3年2月5日建設省経構発第2号）
- (11) 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（平成30年7月2日付、第1次改訂）

(労働環境の調査)

第4条 受注者は、労働環境の把握のため調査として、様式1（労働環境把握チェック

クシート)、様式2(労働賃金調査票)及び様式3(重層下請理由書)を作成し、発注者に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成した様式については、様式1にあつては契約の締結後速やかに、様式2にあつては工事完成後速やかに、様式3にあつては下請け次数が3次以上となった時点で速やかに提出するものとする。
- 3 発注者は、受注者から様式1、様式2及び様式3の提出があつたときは、その内容を確認の上、保存するものとし、併せて、写しを建設管理課に提出するものとする。
- 4 発注者、監督員及び埼玉県県土整備部建設管理課職員は、提出された各様式の内容について、必要に応じて、受注者及び下請負人に聞き取りすることができるものとする。

(アンケート調査)

第5条 受注者は、現場施工完了日から工事検査日の3日前までに、別に定めるアンケート調査に回答するものとし、下請負人にも回答するよう指示するものとする。

(その他)

第6条 調査結果は、とりまとめた上で、公表するものとする。

- 2 その他必要な事項は別に定める。

附則

本要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

本要領は、令和元年9月1日から施行する。

別紙 1

(入札公告及び特記仕様書への「労働環境調査モデル工事」である旨の明示)

<入札公告>

1 入札対象工事

(7) その他

本工事は、埼玉県県土整備部「労働環境調査モデル工事」の試行対象工事である。

<特記仕様書>

1 労働環境調査モデル工事

(1) 本工事は、埼玉県県土整備部「労働環境調査モデル工事」の試行対象工事である。

試行の実施は、埼玉県県土整備部「労働環境調査モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページで確認のこと。

埼玉県県土整備部建設管理課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1002/index.html>